

都市計画論文(旧 一般研究論文) 応募要綱

1. 目的

この要綱は、公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文 応募規則第 8 条第 2 号に基づき、都市計画論文の応募にあたっての細目を定めるものとする。

2. 応募資格

第一著者は、第 1 次審査用原稿投稿時に公益社団法人日本都市計画学会（以下本学会という。）個人会員（正・学生・名誉会員）、または入会手続きを行っている者とする。さらに、審査期間中および採用となった場合は公表時まで、会員資格を有すること。第二著者以降においては、非会員を共同著者とすることもできるが、掲載料が異なる。

3. 審査方法

本学会学術委員会（以下「本委員会」という。）の中に「論文審査部会」を設け、その審査による判定により論文等の採否を決定する。論文審査（第 1 次審査）の判定は、採用、条件付再審査または不採用のいずれかであり、条件付再審査は原則 1 回（第 2 次審査）、最大 2 回（第 3 次審査）まで行われ採用または不採用を決定する。質疑討論については、審査は 1 回であり採用または不採用の判定がなされる。なお、回答討論については掲載上の形式に関する修正依頼を除いて、審査を行わない。

4. 応募・審査プロセス

1) 執筆要領集の告示

執筆要領集（応募規則、応募要綱、第 1 次審査用原稿執筆要綱、最終原稿作成要綱）を本学会ウェブページに告示する。

2) 第 1 次審査への応募

年間随時本会ウェブページより、第 1 次審査用原稿 PDF ファイル及び論文情報等の応募を受け付ける。応募原稿は応募規則、執筆要綱に照らした形式確認を経て、受理あるいは不受理が決定される。受理通知を受領次第、投稿料を納入すること。

3) 審査結果の通知

審査の判定結果は連絡代表者宛、通知する。

4) 第 2 次、第 3 次審査への応募

第 1 次、第 2 次審査で条件付再審査となった場合は、それぞれ第 2 次、第 3 次審査への対応として、3 ヶ月以内（必着）に、修正対応済み原稿 PDF ファイル・修正箇所を明示した原稿 PDF ファイル・修正意見への回答書を登録すること。なお、原稿に記載する著者名は、第 1 次審査投稿後の変更は認めない。修正対応済み原稿 PDF ファイルの作成に当たっては、第 1 次審査用原稿執筆要綱に従うこと。

5) 最終原稿の投稿

審査の結果、採用となった場合は、本学会より最終原稿等の提出を依頼するので、その指示に従うこと。

5. その他

公表：審査の結果、「採用」となった論文等は、「都市計画論文集 Vol.** No.1 または No.2」に順次掲載する。なお、質疑討論と回答討論は原則として同時に公表する。公表後判明した著者の責任による軽微な誤植については、訂正記事の掲載はしないため、原稿作成にあたっては十分注意すること。なお、論文体裁に関わる必要な訂正については、本委員会にて判断を行う。

投稿料：論文等の投稿料として 13,200 円（税込）を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

掲載料：論文の掲載料として、下記のように設定する。

全著者が会員の場合：6 頁まで 33,000 円（税込）を標準とし、追加 1 頁毎 11,000 円（税込）を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

非会員が著者に含まれる場合：上記会員掲載料に加えて、非会員著者 1 名あたり、22,000 円（税込）を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

著作権：応募規則第 10 条を参照すること。

6. 連絡・照会先

日本都市計画学会都市計画論文係 journal-ac@cpj.or.jp

7. 要綱の改正

この要綱は本委員会議決により改正することができる。（附則）この要綱は 2026 年 3 月 1 日から施行する。